

高校フロントランナー改革
学びの改革 基本構想（案）

平成28年10月

長野県教育委員会

目 次

1 「学びの改革」の基本理念	
(1) 「学びの改革」の必要性	1
(2) 「学びの改革」の目指すべき方向	2
2 「学びの改革」の内容	
(1) 「新たな社会を創造する力」を育む教育の推進	4
① 「新たな社会を創造する力」の意義	4
② 本県における「学び」の過去・現在・未来	4
③ 授業改善から「探究的な学び」への道筋	5
④ 「探究的な学び」とキャリア形成	5
⑤ 「探究的な学び」の核としての「信州学」	6
⑥ 信州に根ざした様々な場所で活躍するグローバル人材の育成	6
⑦ 「社会に開かれた教育課程」をめざす学校間・地域社会の 諸団体との連携	7
⑧ 教育課程の編成と「カリキュラム・マネジメント」	8
⑨ 教員研修の重要性	9
⑩ 職業教育を主とする専門学科の専門教育について	9
⑪ 定時制・通信制教育について	10
⑫ 特別支援教育について	11
⑬ 入学者選抜制度の改革について	12
(2) 「新たな社会を創造する力」を育む「高校づくり」	13
① 「高校の枠組み」について	13
② 基準について	14
③ 「探究的な学びをさらに深める学科」の設置について	17
④ 専門高校について	19
⑤ 総合学科の設置について	20
⑥ 中高一貫校について	20
⑦ 定時制・通信制課程を有する高校について	20
⑧ I C T を活用した教育の推進について	20
3 今後の検討方法について	
(1) 検討の進め方について	22
(2) 検討スケジュールについて	23

1 「学びの改革」の基本理念

(1) 「学びの改革」の必要性

2011年3月、東北地方を中心に、未曾有の大震災が発生し、多くの尊い命が失われた。その後、県内の多くの高校生が、ボランティアとして被災地に足を運んだ。そこで目の当たりにしたのは、被災した状況にあっても、人々が絆をよりどころに、コミュニティーを再構築しようとする姿であった。その姿を見て生徒が感じたことは、被災地で起きていたコミュニティー喪失の問題が、実は長野県で起きていた地域の創生という課題と何ら変わらないのではないかということであった。被災した人々の役に立ちたいという思いで取り組んだ活動であったが、その中で、自分が正面から取り組むべき課題が身近にもあることに気付くこととなった。その後、多くの生徒が「地域のために自分ができることは何か」を問い合わせ、地域をフィールドとした活動に参画している。

これから学びには、このような経験に裏打ちされた学びが重要となる。私たちは、将来の変化を予測することが困難な社会を迎えるとしている。これから社会では、正解のない問いに対して知恵を絞って考え、自分の意見を表明したり、社会に問うたりする能力が必要となる。その過程において、困った時に周囲の人や組織外の人に助けを求め、協働していく姿勢も必要となる。その中で、深い知識や確かな技能を習得することの意義を見出し、それが自らを学びに向かわせる動機付けとなり、原動力になる。そして、さらなる問いと向き合い、より学びを深めていくこうとする循環が形成されていく。この学びの循環の過程で、生徒は「新たな社会を創造する力」を身に付けていくことができる。

現在、長野県では、商業を学ぶ生徒による「デパートサミット」¹や高校生が地域づくりに主体的に参画する活動等、志を同じくする高校生が全県から集い、学校を超えた実践的な活動を通して深い知識や確かな技能を習得する取組が行われている。今後、このような学びの共同体を基盤にした取組が、すべての生徒の学びとなるよう教育課程の中に明確に位置づけていく必要がある。

幸いにも、長野県には、過酷な自然環境の中に立地した土地柄でありながら、県民の気質として、それに打ち克つために果敢に自己革新を重ね、一人ひとりが常に向上心を持って主体的に学習活動に取り組んできた歴史がある。現在も、学校教育に加え、設置数日本一を誇る公民館等において、地域に根差した多様な学習活動を活発に行なうなど、自ら学び、自ら考え、自ら行動を起こし、自ら主体的に取り組む

¹ 県内の複数の高校による合同学習会「マーケティング塾」において、マーケティングに関して専門的・実践的に学び、学んだ内容を検証する場として県内の百貨店を会場に、生徒自らが企画開発した商品を販売する活動。

風土と県民性が脈々と息づいており、これから改革に無理なく取り組める土壤が既にある。この長野県教育の強みを最大限に生かして「新たな社会を創造する力」の育成を図っていきたい。

一方、全国的に少子化が急激に進行する中、長野県においても同様の傾向が見られ、平成41年3月に中学校を卒業する生徒数は平成28年の21,000人程度から約5,000人減少し、16,000人程度になり、人口推計によれば、その後も長期的に子供の減少傾向は続く見通しである。このように少子化がさらに進行する中で、現状の高校数のまま推移すれば、すべての高校の規模が縮小することは必至の状況であり、活力の低下による学びの質の低下が危惧される。よって、新しい形の学びの場の創造や再編統合等、現在の高校の規模や配置の見直しを含む高校づくりが必要と考える。この取組が遅れることは、子供たちの学びの環境の低下を、手をこまねいて看過することになりかねない。これから社会を生きる子供たちのために、今すぐ行動を起こす必要がある。

私たちは、長野県教育の良き伝統を受け継ぎながら、からの社会にふさわしい教育を新たに形作っていくという思いから、この改革を「高校フロントランナー改革」と名付け、「新たな社会を創造する力」を育むために、教育の推進と高校づくりに一体的に取り組む「学びの改革」を着実に実行し、長野県の新たな高校教育を築いていく。

(2) 「学びの改革」の目指すべき方向

生徒一人ひとりが「新たな社会を創造する力」を身に付け、有為な社会人として、実社会における様々な課題に向き合い、解決のために学び続け、協働する姿勢を持ち、ふるさとを愛し、新たな社会の創造に貢献できるように成長してほしい。

そのためには、高校での学びを、受動的に知識を蓄える従来の学びから、主体的に人生を切り拓くための学び、能動的な活動の過程でさらに理解が深まるような学びに変革していく必要がある。また、県内のすべての高校が活力を有し、各校の特色を生かした「新たな社会を創造する力」の育成を展開できるようにしていくことも必要になる。このような考え方から、次の4つの方策により「学びの改革」を進めていく。

方策の1つ目として、新たな教育の代表的な手法である「主体的・対話的で深い学び」（以下「探究的な学び」と記す）の県内高校教育への浸透を図る。すべての教科学習で「探究的な学び」の手法が活用されるよう研修や研究会を実施し、教員の指導力向上と体制の充実を図る。また、学校が、教科横断的な「探究的な学び」を実施するための「核」を形成し、生徒がグローバル社会を生きていくための「根」とするために「信州学」を全校で導入する。さらに「社会に開かれた教育課程」実

現のため、学校間や社会との連携を図るとともに、カリキュラム・マネジメント²の視点による教育課程開発や学びの体系化を目指す。加えて、小学校や中学校等の各教育段階を通し、一貫して「新たな社会を創造する力」の育成が図られるよう、高校入学者選抜制度の改革も進めていく。

方策の2つ目として、社会へ参画する力を育む教育を推進する。すべての高校でキャリア教育のさらなる充実や主権者意識の涵養、地域との連携強化等、各校の実情に応じた取組の充実を図る。また、発達障がい等、特別な支援を要する生徒が、より適切な指導を受けられるよう、国の動向を踏まえつつ、通級制度³の導入に向けて検討を進めるとともに、特別支援学校のセンター的機能等についても検討する。

方策の3つ目として、新たな教育を支える環境づくりを推進する。各校が、グローバル化を背景としながら、特色や地域性を生かした「探究的な学び」を実践するために、社会と協働した学びの環境やICTを活用した学びの環境を整備する。また「探究的な学びをさらに深める学科」の設置を進める。

方策の4つ目として、「都市部校」と「中山間地校」という新たな枠組みを導入し、各校の規模や地域の特色を生かして、活力の維持と学びの質の向上を図る。「都市部校」では、生徒が、多様な分野で学びを深められるよう、規模の大きさを生かし、切磋琢磨する中で成長していく高校づくりを進めていく。一方「中山間地校」は、卒業後も地域に留まる生徒が多い傾向にあり、将来、生徒が地域を担う人材に成長できるよう、自分をじっくりと見つめ、地域や仲間、教師との濃密な触れ合いの中で自己実現を図っていくことができる高校づくりを進めていく。さらに「中山間地校」には、地域づくりの核としての役割も期待される。

社会の激変と少子化が進む中で、将来にわたって高校教育の学びの質を保障することは、次世代に対する私たち世代の責任である。「都市部校」と「中山間地校」とともに、学びの質を維持し、各校の特色を生かした「新たな社会を創造する力」の育成が展開され、その結果、すべての生徒が、変化の激しい社会の中で自分を生かすことができるフィールドを見出し、自信と誇りをもって力強く歩んでいくようになることが「学びの改革」が達成した姿だと考えている。

² 各学校が設定する教育目標を達成するために、教育の内容を授業時数との関連において総合的に組織した学校的教育計画（教育課程）を編成し、それを実施・評価し改善していく一連の取組を指す。次期の学習指導要領の改訂ではカリキュラム・マネジメントの視点が重視され「目指す理念を実現するためには、教育課程全体を通して取組を通じて、教科横断的な視点から教育活動の改善を行っていくことや、学校全体としての取組を通じて、教科等や学年を超えた組織運営の改善を行っていくことが求められており、各学校が編成する教育課程を核に、どのように教育活動や組織運営などの学校の全体的な在り方を改善していくのかが重要な鍵となる。」としている。

³ 難聴や弱視、言語障がい、自閉症、情緒障がいなど軽度の障がいをもつ児童・生徒の教育の充実を図る目的で、平成5年度の学校教育法の改正により導入。小学校、中学校および中等教育学校の前期課程において、軽度の障がいをもつ児童・生徒が普通学級に在籍しながら、障がいの状態に応じた指導を受ける制度。平成18年には学校教育法施行規則が改正され、学習障がい（LD）と注意欠陥多動性障がい（ADHD）のある児童・生徒が、新たな対象となった。

2 「学びの改革」の内容

(1) 「新たな社会を創造する力」を育む教育の推進

① 「新たな社会を創造する力」の意義

長野県においては、伝統的に自ら進んで生涯にわたって学び続ける自律的な「アクティブラーナー」を多く輩出し「教育県」と呼ばれる大きな要因となっていた。人々が学び続ける目的は、当初は個々人が生活していくために必要な知識や技能の修得であったが、共同体の中でそうした個人的な学びは次第に組織化され、産業や文化の発展に寄与してきた。また、生きるための学びを続ける過程で、自ら考え、表現することに喜びを見出し、その経験がさらなる専門的な知識、高度な技能の修得につながるという循環を生み出してきた。その積み重ねが、平和で豊かで健康な信州及び信州人の現在の姿を形作ったと言ってよい。

「学びの改革」を進めるにあたって、本県のこうした学びの伝統を継承する意味でも、生涯にわたって学習に取り組み、地域や世界で生き抜いていくことができる「新たな社会を創造する力」を持った生徒を育成していくことを、本県独自の目標として掲げていくことが妥当である。

② 本県における「学び」の過去・現在・未来

従来、本県では「全人教育」を標榜し、知・徳・体の調和のとれた育成を目指す教育が行われてきた。特に高校教育においては、生徒と教師の相互信頼に基づき、生徒の自主性を尊重した活動が顕著であった。生徒が真剣に議論を重ねて実現してきた「制服自由化」の流れは、こうした教育の在り方を象徴するものであり「自ら考え行動する」信州人を数多く世に送り出すことになった。

その後、高度経済成長期を経て国全体が豊かになり、大学進学率が上昇していく中で、高校には生徒に受験学力をつけて、大学に送り出すという役割がより強く求められるようになった。この傾向は本県も例外でなく、普通高校を中心として進路実現のための授業や補習が精力的に取り組まれるようになり、その結果、生徒の大学進学率の上昇や基礎学力の定着等に相応の成果をもたらした。一方でこうした取組は、教科ごとの独立性が高く、多くが「知識・技能」の伝達を中心とするものであった事実は否めない。

今後「学びの改革」を推進するためには、長野県本来の伝統的な教育の原点に立ち返り「自主性」を備えた生徒の育成が重要であることには異論はないであろう。ただ、時代背景が当時とは全く異なっている現在、教員の積極的な関与なしに自主性を育むことは困難である。従来の「知識・技能」重視の立脚点を踏まえながらも

「考え、判断し、表現する力」や「学びに向かう力・人間性」もバランスよく身に付けていくことが、自ら生涯にわたって学ぶ姿勢を醸成することにつながるであろう。そしてこうした要素こそが、前述の「新たな社会を創造する力」の実体であると言える。

③ 授業改善から「探究的な学び」への道筋

「新たな社会を創造する力」を育成するためには、前に述べたように「探究的な学び」が有効な学習手法として考えられる。「探究的な学び」とは、①日常生活や社会に目を向けたときに湧き上がってくる疑問や関心に基づいて、自ら課題を見つけ、②そこにある具体的な問題について情報を収集し、③その情報を整理・分析したり、知識や技能と結び付けたり、考えを出し合ったりしながら問題の解決に取り組み、④明らかになった考え方や意見などをまとめ・表現し、またそこから新たな課題を見つけていくという学習のプロセスである。

ここで大切なことは、教科の授業に「探究的な学び」の手法を取り入れて改善を図ることを起点とすることである。教科の授業において、上のプロセスをすべてそのまま導入することは容易ではないが、要素の一部を取り入れることはできる。自らの興味関心や進路希望に関わる課題意識を喚起したり、表現力を育成するためにグループ討議等の言語活動を取り入れたり、教科特有の見方・考え方を用いて問題を深く掘り下げたりすることにより「知識・技能」の定着が強化されるという効果も期待できる。こうした取組の積み重ねによって教科における授業改善が進むことが、手法及び内容の面でも教科横断的な「探究的な学び」の基礎となる。

④ 「探究的な学び」とキャリア形成

「探究的な学び」を効果的に推進するためには、生徒が探究のテーマを設定するにあたって、自己の在り方や生き方、また社会との関わり方を考えるキャリア教育の視点が重要である。そのため、生徒の実情に応じて進め方を工夫していく必要がある。例えば、都市部の普通高校においては、高大接続改革を見据えた教科指導・進路指導体制の中に「探究的な学び」を組み込み、学力の伸長を図るとともに、上級学校での学びの準備として位置付けることが考えられる。また、中山間地校や専門高校・総合学科高校においては、地域や企業との連携を強化し、課題研究や地域学習を進める中で、各自のキャリア形成を図るという視点を設定することもできる。さらに、学校や地域社会の諸団体との連携によって、生徒により多くの選択肢が与えられることも期待できる。

このように、学校規模、課程、学科の特性等により、進め方は各校で違っても、すべての生徒が「探究的な学び」に取り組み「新たな社会を創造する力」を育み、

生涯学習人を育てるという共通の目標に向かって取り組んでいく。

また、現在、各教科での観点別評価の重要性が指摘されているが「探究的な学び」においては、特に「思考力・判断力・表現力」や「学びに向かう力・人間性」が重要な要素を占めるため、その領域を適切に評価することが生徒の意欲的な活動を実現する上で大切である。評価方法も、日常の取組の観察や成果物の評価、さらに課題発表での評価等、多様な評価方法を取り入れていくことが求められる。

⑤ 「探究的な学び」の核としての「信州学」

長野県において、子供たちは地域の人々や文化、自然から影響を受けながら、学校だけでなく、家庭や社会でも多くのことを学んできた。この経験が、人々を生涯にわたって学び続けさせる基礎となっていることは間違いない。そういった意味で「信州において」「信州から」「信州について」学ぶことは、本県における「探究的な学び」の核となるべきものである。

県教育委員会は、平成27年度に「信州学」研究委員会を立ち上げ、今後の「信州学」の推進について議論するとともに、作業部会で生徒が使用するテキストの作成にとりかかった。平成28年度は各校で生徒たちがテキストを活用しながら「信州学」に本格的に取り組み始めたところである。新しい高校づくりの中でも「探究的な学び」の中心的なテーマとして位置付けていくべきものであるが、その際、学校現場では「信州学」を単に「信州について」学ぶだけでなく「信州において」「信州から」学ぶことを包含して、広い視野から「信州学」をとらえ、取り組んでいく必要がある。

⑥ 信州に根ざし様々な場所で活躍するグローバル人材の育成

世界は今、テクノロジーの飛躍的な進歩により「変動性」「不確実性」「複雑性」「曖昧性」等の要素が増大し、将来を見通すことが困難で正解のない時代を迎えている。

日本では今後、こうした時代の中で情報通信技術の発展、市場の国際的な開放、交通手段の発達等により、国外からますます多くの人が、日本を訪れる事となる。また、少子高齢社会では国内労働人口の減少に伴う労働者不足問題が深刻化し、それを補うために国外から労働者を受け入れる必要性が高まると予想されている。

その結果、長野県においても、仕事場や学校、地域において様々な背景や価値観を持った人々との暮らしを営む多文化共生時代が到来すると予想される。こうした時代には、国家・民族・文化等といった枠組みは取り外され、従来の価値観では対処することが難しくなってくるだろう。

学校では、異文化を背景とする他者を温かく隣席に迎えることのできるグローバ

ルマインド、英語コミュニケーション能力等に代表される多文化との共生対応力を備えた資質・能力が求められることとなり、学習活動・特別活動等において、その育成を意識した仕掛けが必要となってくる。

この仕掛けには、育成の土台部分として自分たちのルーツをしっかりと見つめ考えさせることが重要であり、各自が主体的に生きる力の基礎となり「根」となる自らが生まれ育った地域の文化・産業・自然等を理解し、ふるさとに誇りと愛着を持ち、ふるさとを大切にする心情の涵養が求められる。その上で文化的・歴史的な背景に由来する価値観の差異を乗り越えて、相手の立場を理解し、互いの強みを引き出して活用し、新たな価値を創造するためにも、信州で学び、信州を知り、信州から羽ばたくことをを目指す「信州学」は、グローバル人材育成の基底をなすものとして大切にしたい。

今後の長野県の高校教育には、将来を見通すことが困難で正解のない社会を生き抜く力を育成するという時代の要請に応えていく一方で、自らが新たな時代や社会を創りだしていく気概を持ち、グローバルに考え地域に根ざして行動できたり、ローカルなマインドを持って世界を舞台に活躍する信州人も生み出すことが求められる。

⑦ 「社会に開かれた教育課程」をめざす学校間・地域社会の諸団体との連携

平成28年8月に発表された中央教育審議会の「次期学習指導要領⁴等に向けたこれまでの審議のまとめ」では「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すとしている。今後は、学びの姿が学校で完結するものから、社会と一緒にとなったものに変化していくべきであることを表している。

これからの中学校の教育活動を推進していくためには、外部との連携、協力が不可欠であり、教員や生徒の意識からも学校の枠を取り払い「地域社会の中にある学校」という考え方で教育活動を進めるべきである。

現状においても、大学での教科内容についての指導や、大学教員や現役大学生との意見交換、様々な知識や技能をもつ地域人材を活用した生徒の指導、また地域の企業に協力を仰いでいる就業体験活動等、外部と連携した様々な取組が行われている。こうした取組は、教科学習とりわけ探究的な学習において内容の深化が図られたり、

⁴ 全国どの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするために、文部科学省が、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を定めたもの。これまでには、小・中・高校等ごとに、それぞれの教科等の目標や大まかな教育内容が定められ、学校教育法施行規則の教科等の年間の標準授業時数等の定めと合わせて、各校が、地域や学校の実態に応じて、教育課程（カリキュラム）を編成してきた。概ね10年毎に改訂されおり、今回の改訂は高大接続改革を受けて、教育内容のみでなく教育方法も含めて審議されている。

生徒のキャリア意識の醸成に大きく役立ったりするなど、大いに成果をあげている。今後はこうした取組を日常的に行うとともに、学校外の学修の成果として単位認定するなど、学習活動の一環として位置付けていくことが求められる。

また、これからは個々の生徒が持っている興味・関心や進路希望によりきめ細かく応えられるような連携の在り方を模索すべきである。地域の中で都市部校と中山間地校、普通高校と専門高校間の単位互換システム、特別活動・自主活動等における交流、同じ問題意識を持つ県内高校生によるネットワークづくりにより、一つの学校のみでは限界がある個々の生徒のニーズに、よりきめ細かく応えられるようになるだろう。また、長野県内ではこの豊かな自然を背景にして、毎年様々な団体が高校生を対象にした教育イベントを開催しており、内容によっては積極的に連携していくことも意義あることであろう。

こうした連携をスムーズに行うために、今後は個々の教員にも外部機関との調整役としての役割も求められる。同時に、校内的には校内分掌の中にそのための涉外係を位置付けていくとともに、学校と外部との連携を支援し調整する外部組織も必要となろう。現在、長野県ではキャリア教育の推進をサポートする組織として「長野県キャリア教育支援センター」を立ち上げているが、今後、より広範囲に学校の教育を支援する組織に再編成していくことが必要である。

⑧ 教育課程の編成と「カリキュラム・マネジメント」

前述の「審議のまとめ」では「カリキュラム・マネジメント」の重要性が強調されており、教育課程の編成に当たって履修科目や単位数の検討にとどまらず、各教科等の教育内容の関係の検討や、教育課程の編成・実施・評価に係るP D C Aサイクルの確立、教育活動に必要な人的・物的資源等の活用等の要素を考慮に入れるべきとの考え方が示されている。

本県では、新しい高校づくりにあたって、この「カリキュラム・マネジメント」の視点を持った教育課程開発を重視し、各校において特色ある教育課程の編成を目指していく。その際、各校は学校目標や育てたい生徒像と関連付け、それを達成するための手立てとしたり、学びの体系化を図っていくことができる教育課程編成が重要である。

具体的には、各校において「信州学」に関連した学校統一テーマを設け「探究的な学び」の核とする。その際、それは単に「総合的な学習の時間」のテーマであるだけにとどまらず、各教科や、特別活動、自主活動等を含んだ全校統一的なものととらえるべきである。学校全体の教育活動を有機的に結び付け、相互作用によって生徒の学習意欲や学力が向上するよう留意するとともに、学校の規模や地域、学科や課程の特徴を踏まえつつ、生徒の問題意識や進路希望に沿った独自のテーマを設定することが重要である。また、各校で現在行っている就業体験活動をはじめとす

るキャリア教育や地域活動など、既存の取組を踏まえた見直し・再編成という観点に立つことにより、学校行事を含めた教育活動の精選が行われ、その学校にふさわしい教育課程編成を推進することができる。

⑨ 教員研修の重要性

以上のような「学びの改革」を進めるにあたっては、各学校において授業改善から、学校の教育課程編成、組織改編など様々な改革が必要になるが、まずは各校において校長を中心とした教員集団が、これからの中学校づくりについての議論を徹底的に行なうことが必要であろう。そして、それぞれの教員がなぜ学校改革が必要なのかを納得した上で推進していくことが、この改革に実効性を持たせる鍵となる。また、初任者研修⁵から経験者研修⁶に至る法定研修をはじめとした様々な教員研修を「学びの改革」推進のための原動力と位置付け直し、内容を見直していくことも必要になろう。

具体的には以下の取組を進める。

- ア 初任者研修・経験者研修での校外研修では、社会との接点を重視し、探究的な要素を含む研修を取り入れる。
- イ 「探究的な学び」リーダー育成プログラムを立ち上げる。
- ウ 教育課程研究協議会をはじめとした教科関連事業を活性化させ、各教科での授業改善を進める。また、各教科の研究団体との連携を強化する。
- エ 校内研修関連の組織を活性化し、授業互見など校内での授業改善の取組を推進する。

⑩ 職業教育を主とする専門学科の専門教育について

今後の産業社会の変化に対応するためには、職業人としての確かな基盤の形成や、専門的能力の育成が重要になる。職業人としての基盤を形成する観点としては、高校生として必要な共通の基礎学力の定着、語学力の育成、職業に対する態度や心構えの醸成、生涯にわたって学び続ける姿勢の涵養等がある。また、専門的能力育成の観点からは、実学主義を踏まえた基礎的・基本的内容の重視、汎用的・多面的職業能力の育成、選択的に卓越性の伸長を図れる体制づくり等がある。

現在、職業教育を主とする専門学科で行われている課題研究は「探究的な学び」

⁵ 採用された新任教員に1年間、指導教員による指導を軸に校内と校外で行われる義務的研修。教育公務員特例法に定められている。

⁶ 教職経験年数に応じた研修で、10年経験者研修などの他に、長野県独自に定められているキャリアアップ研修などがある。

を先行的に実施し、成果を挙げているが、今後、他の科目においても「探究的な学び」を実践したり、専門教科と普通教科の連携等、教科横断的な学びを実践することにより、より柔軟で広範な学力を育成していくことが望まれる。

また、学校と企業等が協働して生徒を育てる体制の整備や、県内産業分野のニーズに焦点を当てた人材育成の推進等、企業等とともに生徒を育てていく観点が重要である。県教育委員会では、平成28年度から「学びと働きを連携させた信州創生のための新たな人材育成モデル事業」として、モデル地域を対象にコーディネーターの介在による高校と企業等との協働による学びの形成を支援している。その成果を踏まえた上で、今後、同様な取組を県内各地に広げていく必要があると考える。

さらに、卒業後の学びの場となる、18歳以降の教育・訓練機関との連携についても、検討を深めていく必要がある。現在、18歳以降の学びの場として大学・短大、専門学校、職能開発・訓練機関等があり、長野県には工科短期大学校、農業大学校、林業大学校等がある。都道府県によっては、高校3年間では資格取得の難しい学科を中心に専攻科を設置している。また、国では職業教育の課題に対応していくための新たな高等教育機関の制度化が検討されている。このような状況を踏まえ、教育・訓練機関の役割分担や本県の産業人材をどのように育成するかという観点から、18歳以降の学びの場を引き続き検討していく必要がある。

⑪ 定時制・通信制教育について

第1期高等学校再編計画で新たに設置された多部制・単位制高校を含めて、現在の定時制・通信制課程は、働きながら学ぶ勤労青少年が少なくなり、多様な生活歴・学習歴を持つ等、様々な背景を抱えた生徒の学びの場となっている。そのため、勤労青少年の教育を保障するという従来の役割に加えて、学び直しの場や自分の次のステップを考える場としても重要な役割を果たすようになってきている。

このような状況を踏まえ、従来からの夜間定時制・通信制高校を対象とした教科書等購入費や夜間定時制高校を対象とした夜食費の補助等に加えて、スクールカウンセラー⁷やスクールソーシャルワーカー⁸と連携した支援体制の充実、特別支援教

⁷ スクールカウンセラーは、県教育委員会が、北信・東信・南信・中信の各教育事務所に配置の上、県内小中学校に配置、高等学校へ派遣。心の専門家として学校にて児童生徒や保護者へのカウンセリングを行い、悩みや不安の問題解決を図るとともに、教職員と連携し校内での必要な相談体制への助言、支援を行う。

⁸ スクールソーシャルワーカーは、県教育委員会が、北信・東信・南信（飯田事務所を含む）・中信の各教育事務所に配置。社会福祉や精神保健福祉の専門家として、いじめ・不登校・暴力行為などの背景にある学校だけでは対応できない家庭的な問題に対して介入し、学校と福祉関係機関との連携をコーディネートしながら、児童生徒を取り巻く環境の改善に向けて総合的な支援を行う。

育支援員⁹を配置した相談・支援体制の整備等により、定時制・通信制教育のさらなる充実を図るための取組を行っている。

今後は、生徒の幅広い学習ニーズに適切に応えるため、日々の学習活動では、生徒一人ひとりに寄り添った支援や指導方法に工夫を凝らした授業の展開等、さらなる充実を図っていく必要がある。また、特別活動や自主活動では、人間関係づくりやコミュニケーション能力の向上を図り、生徒一人ひとりが役割を担って主体的に取り組み、卒業後、自立した有為な社会人として社会に参画できる資質・姿勢を培えるようにする必要もある。

⑫ 特別支援教育について

高校において、特別な支援を要する生徒は年々増加する傾向にある。平成27年度末、本県では中学校特別支援学級に在籍していた生徒の69%が高校に進学する状況にある。県教育委員会としても、特別支援教育¹⁰への取組は重要な課題と考え、これまででも校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーター¹¹の配置、職制別の特別支援教育研修を毎年実施する等、様々な措置を講じてきている。また、特別な支援を要する生徒に関する情報の中学校と高校との共有、研究指定校の設置、特別支援学校高等部分教室の設置等、県独自に多様化する生徒への支援体制の整備に積極的に取り組んできた。

今後「インクルーシブ教育システム¹²」の理念を踏まえ、適切に特別支援教育を実施するためには、中学校と高校との連携強化、特別支援学校のセンター的機能の活用、校内研修の充実、専門家や関係機関とのネットワークの活用等に努めるなど、学校全体として特別支援教育に取り組む体制作りを推進していく必要がある。

また、現在、国では高校における通級による指導の制度化が検討されており、平成30年度からの運用開始が予定されている。これについても、制度の有効な運用が図れるように条件を整えていく必要がある。

⁹ 県教育委員会が実施している事業で、正式名称は、県立高等学校特別支援教育支援員配置事業。県教育委員会から委託を受けた事業者が、高等学校研究指定校（全県で6校指定、その内、夜間定時制で2校指定）の支援ニーズに応じて、発達障がい等のある生徒に対する相談や支援、教職員・学校関係者が発達障がいを理解するための研修の実施、外部機関とのネットワーク作りの支援などを実施する事業。

¹⁰ 障がいのある生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、当該児童・生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために適切な指導及び支援を行う教育。

¹¹ 高校教育の中で特別な支援を要する生徒の教育方法について、特別支援教育に関する研修を受け、校内での特別支援教育を推進し、教員間・外部機関との調整役となる教員として各校で配置している。

¹² 国連の「障害者の権利に関する条約」第24条にある「inclusive education system」（署名時仮訳では「包容する教育制度」）。人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするため、障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組み。障がいのある者が「general education system」（署名時仮訳：教育制度一般）から排除されないこと、自己の生活する地域で初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

これらを踏まえ、以下の点に留意して特別支援教育の充実を図る。

- ア　国の動向を踏まえつつ、通級による指導の制度の導入に向け、検討を進める。
- イ　特別な支援を要する生徒に対して、指導力の向上を図るために、特別支援学校のセンター的機能を活用しつつ、通級による指導の導入支援、特別支援教育コーディネーターの専門性の向上、特別支援教育に係る相談機能の充実を図る。

⑬ 入学者選抜制度の改革について

社会情勢の変化を踏まえて、将来を生きる高校生に求められる資質・能力が大きく変化している中、県立高等学校入学者選抜においても、その時代に応じて適切かつ最善な入学者選抜制度になっているかを常々点検し続ける必要がある。長野県では平成16年度から、それまでの12通学区制¹³を4通学区制¹⁴とし、学力検査以外の多様な個性によって学校選択ができ、各校や各学科の特色に応じた入学者選抜として前期選抜を導入した。その後、平成18年度からはすべての県立高校で前期選抜を実施していたが、平成23年度から前期選抜の実施の有無については各校の判断に委ねられることとなった。平成28年度においては、前期選抜を実施した学校が67校124学科、後期選抜のみ実施した学校が14校17学科である。

現在の前期選抜では、学力検査によらず多様な個性が評価されるとともに、目的意識を持ち、意欲的な生徒が入学しているという肯定的な意見がある一方、学力検査が課されないことが中学生期の最後の学力伸長や基礎学力の定着を妨げているとの意見もある。

4通学区制への移行とともに前期選抜が始まって12年を経た今、時代の変化に対応した資質・能力が求められている中で、再び後期選抜を含めた入学者選抜制度を見直す必要があると考える。今後は、有識者等の意見も聞きながら「学力の三要素¹⁵」を適切に評価する入学者選抜制度の在り方について検討を行っていく。中学校段階で身に付けた「新たな社会を創造する力」が正しく評価され、ひいては高校においても連続的に身に付いていくための一過程としての入学者選抜になることが望まれる。そして、小・中学校においても高校においても「新たな社会を創造する力」の育成という同一の目的に沿った授業改善がさらに進行することが望ましい。

¹³ 通学区が拡大されるまでの通学区制度。県内を、北信地区を4、東信地区を2、南信地区を3、中信地区を3の12通学区に分けていた。

¹⁴ 北信、東信、南信、中信の4通学区を新たに定めた。

¹⁵ 学校教育法第30条第2項では「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「主体的に学習に取り組む態度」を指すが、今年8月に公表された中央教育審議会の「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」では「生きて働く『知識・技能』の習得」「未知の状況にも対応できる『思考力・判断力・表現力等』の育成」「学びを人生や社会に生かそうとする『学びに向かう力・人間性等』の涵養」と再定義されている。

(2) 「新たな社会を創造する力」を育む「高校づくり」

① 「高校の枠組み」について

「新たな社会を創造する力」を育むため、高校の規模と配置の適正化等を含む「高校づくり」についても検討していく。

少子化が進行する中、市街地の高校は規模を縮小しながらも現在の高校数をある程度維持できるが、有効な「高校づくり」の施策を講じなければ、中山間地の高校は小規模化に拍車がかかり、学びの質を維持できなくなり、ひいては高校の存続が危ぶまれる可能性もある。中山間地が多く、県土が広い本県の地理的特性を考えると、市街地にも中山間地にも高校が存立し、それぞれの高校の特長を生かして「新たな社会を創造する力」を育めることが望ましい姿と考える。

市街地にある高校は、規模の大きさにより学校の活力が維持され、切磋琢磨しながら「新たな社会を創造する力」を育むことができると思う。

一方、中山間地を中心に存立している高校は、小規模ならではの利点を生かし、生徒一人ひとりに目が届きやすく、きめ細やかな支援を行うことができる。また、地域との連携を生かした教育活動を行い、地域の担い手を育成する等、地方創生、地域活性化の観点からも重要な役割を果たしている。規模の大きな高校とは異なるこのような優位性を生かして「新たな社会を創造する力」を育むことができると考える。

高校の枠組みについて、下記のとおり「都市部校」と「中山間地校」という考え方を設け「高校づくり」を推進する。また、特に県境に近い地域で、その学校がなくなった場合には、他県の高校に行かざるを得ない状況を極力避けるために、特別な枠組みを設ける。

<「高校の枠組み」の定義>

ア 市街地に位置し、比較的近距離にある高校間でグループを形成できる全日制高校を「都市部校」とする。そのうち、普通高校（総合学科高校及び普通科の割合が半数以上の普職併設校を含む）を「都市部普通校」とし、職業教育を主とする専門高校（普通科の割合が半数未満の普職併設校を含む）を「都市部専門校」とする。

イ 中山間地に位置する、もしくは市街地に位置するものの近距離の高校間でグループを形成できない全日制高校を「中山間地校」とし、そのうち、所在地等において特別の事情のある高校を「山間地校」とする。

② 基準について

ア 「都市部普通校」の最適化基準について

「都市部普通校」には、規模の大きさを生かした学校づくりを通して、生徒が学習活動・特別活動・自主活動等で切磋琢磨し、多様な価値観に触れる中で「新たな社会を創造する力」を育める環境を整えたい。

学習活動では、社会の諸課題や科学的事象等について学問的に追究できる学びの機会を提供するなど、生徒の学ぶ意欲を高めたい。また、生徒の進路希望や学習ニーズ等に対応するため多様な科目を開講できる教員数の確保を目指し、特に、理科、地歴・公民、芸術の教科においては、複数の分野があるため生徒が各分野の専門性を有する教員から学びを受けられるよう努力したい。

特別活動・自主活動では、文化祭やクラスマッチなどの学校行事・生徒会活動・クラブ活動が活性化し、特にクラブ活動では、文化系・運動系の両方で生徒が希望するクラブが可能な限り存在し、日々活発に活動し団体競技にも参加できるような状況をつくりたい。

このような状況をつくり出すためには、1学年6学級以上が望ましく、8学級が理想的であると考える。

本県の高校配置の現状、及び将来の状況を考え「都市部普通校」の下限を1学年5学級とする。さらに規模が縮小し、全校生徒数が520人以下の状態が2年連続した場合には、再編対象として、①他校との統合（新たな高校をつくる）、②募集停止のいずれかの方策をとる。ただし、学校に活力があるうちに新たな方向を模索できるよう、遅くとも1学年5学級になった時点から、県教育委員会と当該校の間で将来の在り方について検討を開始する。（※全校生徒数は、学校基本調査規則に基づく5月1日現在のものとする。以下同様。）

旧12通学区内に、ある程度の規模の普通高校が1校しか存在しなくなった場合には、その高校を「都市部普通校」とし、上記最適化基準は適用しない。なお、その高校が「都市部普通校」としての特色を發揮できるよう、当該区の総学級数の内から極力多くの学級数を割り当てることとする。

イ 「都市部専門校」の最適化基準について

「都市部専門校」には、多様な専門分野を用意し、生徒が自己の興味・関心に基づく分野を追究することにより「新たな社会を創造する力」を育める環境を整えたい。

特別活動・自主活動では、専門に関連したクラブ活動や、資格取得、企業や大学との協働による活動等を行えるような状況を作りたい。さらに、専門分野の全県的な学校間連携の拠点として機能し、県内全域の専門教育をけん引する役割も期待し

たい。

このような状況をつくり出すためには、1学年3学級以上が必要となる。本来ならば「都市部校」として1学年5学級以上が望ましいが、専門高校は普通高校に比べ学校数が少なく、1学年5学級とした場合には都市部への集中が進み、全県の適正配置を維持できなくなると考えられるため3学級以上としている。さらに規模が縮小し、全校生徒数が280人以下の状態が2年連続した場合には、再編対象として、①他校との統合（新たな高校をつくる）、②募集停止のいずれかの方策をとる。ただし、学校に活力があるうちに新たな方向を模索できるよう、1学年3学級になった時点から、県教育委員会と当該校の間で将来の在り方について検討を開始する。

また、第1期高校再編では、多面的な職業能力の育成を特長とする、総合技術高校¹⁶の概念が新たに導入され、3校の総合技術高校が誕生した。まだ、誕生間もないが、3校の様子を見ると、統合によって学校の規模が拡大し、複数の専門分野の強みを融合して新たな活動に挑戦したり、他分野の資格取得に挑戦したりする等、活動の幅が広がっている。自己の専門分野の確立とともに、他の専門領域にも視野を広げる学びは、社会情勢の激しい変化の中で、第1期高校再編当時よりもさらに重要性が増していると考えられる。少子化が進行する中、総合技術高校は、専門教育の質と学校の活力を確保し「新たな社会を創造する力」を育む有力な手段になり得ると考えている。

ウ 「中山間地校」の再編基準について

「中山間地校」は規模の特性から、生徒一人ひとりに目が届きやすく、生徒と生徒・生徒と教員が密接に係わる中で良好な人間関係が構築でき、学校全体が様々な教育活動において機動力を発揮することができる。また「中山間地校」は地域の拠点であることから、高校生も地域の主役として地域の活動に参画していくこともできる。これらの魅力を発揮することにより「新たな社会を創造する力」を育む環境を整えたい。

「中山間地校」で学ぶ生徒には、その地域の担い手となる者も多い。地域と協働した学びを重視し、学習活動では、地域をフィールドとし、地域の在り方や地域の伝統・文化・産業等を学べるような体験学習及び「探究的な学び」の機会を整え、生徒の学ぶ意欲を高めたい。

特別活動・自主活動では、文化祭やクラスマッチなどの学校行事・生徒会活動・クラブ活動等で、生徒一人ひとりが主役となり、役割を担って主体的に取り組み、

¹⁶ 平成20年の長野県産業教育審議会で構想された、複数の専門学科を併設している高校において、特定の専門学科に限定されない共通の産業に関する基礎科目や、専門学科の枠を越えた選択科目を学習できる仕組みをつくり、多面的な職業能力を身につけて変化の激しい産業社会に柔軟に対応できる人材育成を図る高校。平成28年度現在、須坂創成高校、佐久平総合技術高校、飯田O I D E長姫高校の3校がある。

人間的な成長が図れるような環境を整えたい。

学校が活力ある活動に取り組めるよう、県教育委員会としても可能な限り、教員等の配置について考えていきたい。

「中山間地校」の多くは、現在、1学年3から4学級であり、この規模が基本になると考える。一方、1学年2学級を下回る規模になると、生徒の希望に応える学びを提供することが困難になる、生徒会活動やクラブ活動が限定され、人間関係が固定されやすくなる、多様な考え方に対する機会も減る等、高校に求められる学びの環境の保障が困難になる。そのため、全校生徒数が120人以下の状態、もしくは、全校生徒数が160人以下、かつ卒業生の半数以上が当該高校へ入学している中学校がない状態が2年連続した場合には、再編対象として、①他校との統合（新たな高校をつくる）、②地域キャンパス化（分校化）、③「山間地校」の指定、④募集停止のいずれかの方策をとる。ただし、学校に活力があるうちに新たな方向を模索できるよう、1学年2学級になった時点から、県教育委員会と当該校の間で将来の在り方について検討を開始する。

なお、第1期高校再編計画において、地域における教育機会を確保するため、地域キャンパス化の選択肢を導入し、2校を地域キャンパス化したが、地域キャンパス¹⁷とセンター校¹⁸との連携は、学校間の距離や教育内容の違いにより課題を残している。また、都市部から静かな環境や丁寧な指導を求める生徒が流入するなど、当初の想定とは異なる状況も見られる。それに伴い、通学に要する時間や経済的な負担なども生じており、課題の解決に向けて地域と協働した取組の検討が必要となっている。

エ 「山間地校」の設置基準について

県境に近い地域で、その高校がなくなることにより、他県の高校に行かざるを得ない状況は極力避けなければならない。また、近隣の高校と著しく離れている高校は、再編統合や地域キャンパス化等、他校との連携による活力の維持が困難であり、教育機会の確保の観点から、単独での存続を検討する必要がある。

このような考えに基づき「中山間地校」の中に「山間地校」という枠組みを導入し、下記の条件に基づいて県教育委員会が指定する。

「山間地校」は、地域との協働を「中山間地校」よりもさらに強化することによ

¹⁷ 第1期高校再編では、「1学年2学級規模の定員に満たない学校の再編基準」を定め、地域に唯一の高校が1学年1学級程度に小規模化しても、すぐに募集停止や再編統合を進めるのではなく、地域キャンパス（いわゆる分校）として地域の高校生の学びの拠点とする選択肢をつくり、地域における教育機会の確保を図った。

¹⁸ 地域キャンパス（いわゆる分校）の学びの質を維持するため、地域キャンパスの連携先の高校であり、分校に対する本校として位置づけた。そのため、地域キャンパスとの距離や設置学科などに配慮して決めていくこととした。

り、1学級規模でも単独で高校を存続させる道を探るものであり、その際、学校の活力低下が著しくなることが予想されるため、活力を維持するために、県教育委員会も公教育の責務として努力するが、地域はもとより他地域の子供たちからも選択される学校となるよう、魅力づくりについて地域からの支援を必須なものとしたい。

次の条件をすべて満たす高校は「中山間地校」の再編基準に該当した場合であっても、その例外として「山間地校」として指定を検討する。

(ア) 県境に近い地域で、近隣の高校と著しく離れている。

(イ) 教育機会の確保の観点から高校の存続の必要性が高いと判断できる。

(ウ) 所在する市町村等、地域からの支援を得ながら、高校を単独で存続する体制を整備できる。

才 「地域キャンパス」及び「山間地校」がより小規模になった場合について

「地域キャンパス」及び「山間地校」は、全校生徒数が60人以下の状態が2年連続した場合には、募集停止を検討する。ただし、卒業生の半数以上が当該高校へ入学している中学校がある場合や、将来、入学者の増加が予測される場合は慎重に扱う。なお、全校生徒数は、指定から3年が経過し、地域キャンパス化もしくは山間地校化が完了した時点以降の生徒数とする。

カ 基準の適用について

ここに示した基準は平成30年度から適用する。平成29年度までは第1期高校再編計画の基準を適用する。

③「探究的な学びをさらに深める学科」の設置について

学ぶ意欲が高く、より深い学びを志向する生徒が、充分に学びを深めることができる場として、新たに「探究的な学びをさらに深める学科」を設置する。「探究的な学び」は、すべての生徒が行う学びであるが、その中で、学びの動機が強く、意欲的に取り組む生徒の学びは、より深いものになる。そのような生徒たちに、探究的な学びを充分に深められる場を提供していく。

また「探究的な学びをさらに深める学科」には、地域の「探究的な学び」をけん引する役割を期待している。「探究的な学び」は、全県で工夫を重ねながら取組を

深化させていく必要があるが、既にSSH¹⁹・SGH²⁰・SPH²¹の指定校が先進的に取り組んでいるため「探究的な学びをさらに深める学科」には、SSH・SGHの指定校とともに、地域をけん引してほしい。同様に、SPHの指定校には専門高校の「探究的な学び」をけん引していく役割を期待している。

「都市部校」は多様な学びを展開でき、周辺に普通科を持つ高校が多いことを考えると、「探究的な学びをさらに深める学科」は、「都市部普通校」への設置が適当と考える。

なお、「探究的な学びをさらに深める学科」は、「探究的な学び」を手段として、科学的な事象の探究、国際貢献や地域創造に関する探究等、各校の特色を生かした学びを深めることを目的として設置する必要がある。

「探究的な学びをさらに深める学科」の設置について、次の方針に基づき、条件が整い次第、順次進める。

ア 地理的なバランスを考慮しながら「探究的な学びをさらに深める学科」の設置を検討する。

イ 「探究的な学びをさらに深める学科」を設置するためには、次の3つの条件をすべて満たす必要がある。

(ア) 「探究的な学び」を実践するために、各教科の授業改善、地域と連携した学びの創出、各学年での探究活動の推進等が計画されるとともに「探究的な学び」を推進するための組織が整備されている。

(イ) 「探究的な学び」の研究授業や研究会等の計画的な実施「探究的な学び」の実施計画や実施状況の発信等、他校をけん引する体制が整備されている。

(ウ) 「探究的な学びをさらに深める学科」のみならず、普通科も含め、(ア)と(イ)を継続して学校全体で実施する体制が整備されているとともに、特に「探究的な学びをさらに深める学科」については、先導的な内容となっている。

¹⁹ スーパーサイエンスハイスクール(Super Science High school)の略称。将来の国際的な科学技術関係人材を育成するために、先進的な理数系教育を実施する学校として文部科学省から指定された高校等。平成14年度から制度化され、学習指導要領によらないカリキュラムの開発・実践、観察・実験等を通じた体験的・問題解決的な学習、課題研究の推進等が実施される。本県では、屋代高校、飯山高校が指定されている。

²⁰ スーパーグローバルハイスクール (Super Global High school) の略称。グローバル・リーダー育成を通して、生徒の社会課題に対する関心と深い教養、コミュニケーション能力、問題解決力等の国際的素養を身に付け、将来、国際的に活躍できるグローバル・リーダーの育成を図る学校として文部科学省から指定された高校等。平成26年度から制度化された。グローバル・リーダー育成に資する教育課程等の改善や高大接続の在り方等に関する研究開発を行う。本県では、長野高校と上田高校が指定されている。

²¹ スーパープロフェッショナルハイスクール (Super Professional High school) の略称。大学・研究機関・企業等との連携の強化等により、社会の変化や産業の動向等に対応した、高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人の育成を図るために文部科学省から指定された専門高校（専攻科を含む）。平成26年度から制度化された。本県では、諏訪実業高校が指定されている。

④ 専門高校について

専門高校²²は、通学の利便性、地域に必要な人材育成等を考慮し、農業、工業、商業、家庭等の大学科²³を単位として各地域に配置されている。今後、少子化が進行する中にもあっても、各地域に大学科をバランスよく配置していく観点が大切になる。また、専門高校の小学科²⁴の再編も考えていく必要がある。小学科の種類や規模、配置については、中学生の志望動向とともに、本県の産業動向を踏まえて検討していく必要がある。

専門高校の高校づくりは次のような方針で進める。

ア 農業、工業、商業の各専門学科については、次の要件を満たすために、一つの大学科の規模が1学年3学級以上となる高校を県内に複数配置する。

(ア) 各学科の多様な分野の教育を展開することにより、専門性の維持向上を図る。

(イ) 全県的な学校間連携の拠点として機能し、県内全域の専門教育をけん引する。

イ 総合学科²⁵を除く全日制課程及び多部制・単位制高校の午前部・午後部の学級数において、職業教育を主とする専門学科の数と普通科や特色学科の数の割合が、おおむね現状を維持するようにし、相互に適正規模を確保する。

ウ 農業、工業、商業、家庭の各専門学科の割合については、現状の割合を踏まえつつ、全国の動向や中学生の志願状況、産業界のニーズ等を考慮し総合的に判断する。

エ 専門分野の汎用性と多面的職業能力育成の必要性や、高校の小規模化を考慮し、小学科の関連性に配慮しながら小学科を統合し、広範な専門領域を有する小学科に改編していく。

オ 必要に応じて、異なる専門学科の高校を統合し、総合学科高校や総合技術高校をつくることや、異なる大学科を融合した新たな学科の創造についても検討する。

22 「職業教育を主とする専門学科」を設置した高校をいう。現在、本県の県立高校には「農業に関する学科（農業科）」「工業に関する学科（工業科）」「商業に関する学科（商業科）」「家庭に関する学科（家庭科）」が設置されている。

23 本稿では「農業科」「工業科」「商業科」「家庭科」を「大学科」という。

24 本稿では、例えば、大学科「工業科」の中にある「機械科」「電気科」等を「小学科」という。

25 総合学科は、普通科や専門学科とは異なる「第3の学科」として平成6年度から設置できるようになった。高校生としての必履修科目以外は、履修・修得の単位数に制限がなく普通科目や職業教育に関する専門科目などから柔軟かつ大幅な科目選択を可能にした学科。各自が進路を探す過程で、重点的に学びたい普通科目や関連した専門科目を選択して個別のカリキュラムをつくるため、キャリア教育を重点とした高校をつくることができる。

⑤ 総合学科の設置について

第1期高校再編計画において、各通学区内に1校以上配置するという方針のもと、現在、県内5校の県立高校に総合学科を設置している。今後も、地域のニーズ等を踏まえ、第1期高校再編において未設置の南信地区を含め、必要に応じて設置を検討する。

⑥ 中高一貫校について

第1期高校再編計画において、本県におけるモデルケースとして位置づけ、東北信、中南信に1校ずつ併設型中高一貫校²⁶を設置した。他地区への設置については、この2校の教育実践等の成果を踏まえ検討していく。

⑦ 定時制・通信制課程を有する高校について

定時制・通信制課程の高校で学んでいる生徒の現状を踏まえ、今後の定時制・通信制の高校づくりを進めていく必要がある。

定時制・通信制教育においては、変化の激しい社会を生きていくための普通教育の充実、地域や定時制・通信制教育振興会等と連携した体験的なキャリア教育を重視した教育の充実が、より現状を踏まえた効果的な方法と考えられることから、定時制専門学科を普通科へ転換することを検討する。また、定時制・通信制課程及び多部制・単位制高校²⁷の役割を認識しつつ、第1期高校再編において未設置の北信地区への多部制・単位制高校の設置を含めた適正配置を検討する。さらに、南信地区においては、旧第9通学区から最寄りの多部制・単位制高校への通学が距離的に難しいという意見があり、今後検討を続けていく。

⑧ I C Tを活用した教育の推進について

I C Tを活用した「探究的な学び」をはじめとして、様々な学習活動を通して生徒の情報活用能力を向上させることが求められている。今後は、I C Tを活用した主体的・協働的・探究的な学びの実現、個々の能力・特性に応じた学びの実現、地

²⁶ 中高一貫校とは、平成11年度から制度化された中学と高校を接続し、6年間の計画的、継続的な学習ができる中高一貫教育を行えるようにした学校。中高一貫校には、6年間一体的に教育を行う「中等教育学校」、高校設置者が高校に中学を併設し入学者選抜を行わずに中学と高校を接続する「併設型」、市町村立中学と県立高校など、設置者の異なる中学と高校が教育課程の編成や教員・生徒の交流等の連携を深め、簡便な入学者選抜により中学と高校を接続する「連携型」がある。

²⁷ 多部制・単位制高校は、ひとつの高校の中で午前、午後、夜間など、授業を受けられる時間帯を選択できるとともに、基本的には学年の枠を設げず、個別のカリキュラムにより選択科目を履修・修得し、規定の単位数に達すれば3年以上の修業年限で卒業できる。そのため、個々のライフスタイルや学習ペースに合わせた教育を受けられる高校と言える。

理的環境に左右されない学びの質の確保を目指す必要がある。併せて、教員のＩＣＴの利活用能力や、生徒のＩＣＴ活用を指導する能力の向上を図っていく必要がある。さらに、学校の情報化を推進し、校務の効率化を図ることにより生徒と向き合う時間の増加が期待される。

3 今後の検討方法について

(1) 検討の進め方について

- ① 旧 12 通学区単位での検討を基本にしながら、より広域での検討を視野に入れたり、地理的特性による高校の役割の違いを考慮したりしながら検討を進める。
- ② 教育関係者や地域関係者、学校関係者等をはじめ、広く県民の声を聞きながら検討を進める。
- ③ 特に、専門高校に関しては産業界の動向や県全体の人材育成方針等の観点からも検討を進める。
- ④ 若手教員や高校生との意見交換を行う。

【協議を予定している関係団体】

- ア 地域、 P T A 等
- ・地域別懇談会の開催
 - ・P T A 、自治体関係者、中学校長会等との懇談
- イ 高校長会
- ・県内全域 _____ 将来像研究専門委員会
 - ・各通学区 _____ 地区校長会
 - ・専門学科 _____ 専門部会
(農業、工業、商業、家庭・福祉)
 - ・多部制・単位制、定時制、通信制 — 専門部会(定通) 等
- ウ 経済界、産業界、大学
- ・経営者協会、大学関係者との懇談
 - ・産業別意見交換会の開催 等
- エ 知事部局
- ・商工業、建設、農業、林業、福祉、観光、情報等の関係部局との意見交換
- オ 若手教員、生徒
- ・若手教員との意見交換
 - ・高校生との意見交換 等

(2) 検討スケジュールについて

【平成 28 年度】

- 校長会や若手教員、高校生等、高校教育の当事者との意見交換、県民からの意見聴取を通して「学びの改革 基本構想」を策定する。
 - ・ 10月 「学びの改革 基本構想（案）」の公表
 - ・ 3月 「学びの改革 基本構想」の策定

※「学びの改革 基本構想」には、県全体の高校再編計画の基本理念・方針に関する考え方を含む

【平成 29 年度】

- 「学びの改革 基本構想」について、地域や P T A、中学校長会、自治体・産業界・大学関係者等、高校教育に関連する方々との懇談・意見交換、県民からの意見聴取を実施し「学びの改革 実施方針」を策定する。
 - ・ 10月 「学びの改革 実施方針（案）」の公表
 - ・ 3月 「学びの改革 実施方針」の策定

※「学びの改革 実施方針」には、地域別に示す高校再編の基本方針・方向性の考え方を含む

【平成 30 年度以降】

- 実施方針に則り旧 12 通学区ごとに検討を進め、まとめたところから具体的な再編計画を策定する。

【お問い合わせ】

長野県教育委員会事務局 高校教育課 高校改革推進係

郵便番号 〒380-8570

住所 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

電話 026 - 232 - 0111（代表）

026 - 235 - 7452（直通）内線 4362

FAX 026 - 235 - 7488

E-mail koko-kaikaku@pref.nagano.lg.jp